

破綻金融機関の処理のために講じた  
措置の内容等に関する報告

平成16年6月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出す  
る。

## 目 次

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| はじめに                             | 1 |
| 足利銀行に係る特別危機管理                    |   |
| 1．足利銀行に係る特別危機管理開始決定              | 1 |
| 2．足利銀行の特別危機管理開始決定以降の諸措置          |   |
| (1) 新経営陣の指名及び選任                  | 3 |
| (2) 経営に関する計画の提出                  | 4 |
| (3) 旧経営陣等の責任追及                   | 4 |
| 3．足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う各省庁等の対応      | 4 |
| 管理を命ずる処分等の状況                     |   |
| 1．管理を命ずる処分の状況                    | 5 |
| 2．その他                            |   |
| (1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り             | 5 |
| (2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況       | 5 |
| (3) 承継銀行の設立                      | 6 |
| 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況 |   |
| 1．預金保険機構による主な資金援助等の実施状況          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| (1) 金銭の贈与      | 6 |
| (2) 資産の買取り     | 7 |
| (3) 優先株式等の引受け等 | 7 |

## 2 . 公的資金の使用状況

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 一般勘定          | 8  |
| (2) 金融再生勘定        | 9  |
| (3) 金融機能早期健全化勘定   | 9  |
| (4) 危機対応勘定        | 9  |
| (5) 金融機関等経営基盤強化勘定 | 10 |

## 参考

### 公的資本増強行に対する取組み

|  |    |
|--|----|
| 1 . 金融機能早期健全化法等に基づく資本増強行の<br>経営健全化計画に係るフォローアップ   | 11 |
| 2 . 経営健全化計画の見直しについて                              | 11 |
| 3 . 組織再編成促進特別措置法に基づく資本増強行の<br>経営基盤強化計画に係るフォローアップ | 11 |

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成16年 6 月

## はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について平成15年10月1日以降平成16年3月31日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

## 足利銀行に係る特別危機管理

### 1．足利銀行に係る特別危機管理開始決定

- (1) 足利銀行については、平成15年11月27日、金融庁より同行に対し、銀行法第24条第1項に基づき、平成15年3月末を基準日とする検査結果（後述）を踏まえた同年9月末時点の財務状況等について報告が求められた。
- (2) 平成15年11月29日、足利銀行より金融庁に対し、平成15年9月期決算において1,023億円の債務超過となる旨の報告がなされ、併せて、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がなされた。
- (3) 平成15年11月29日、かかる状況を踏まえ、内閣総理大臣により、預金保険法第102条第1項に基づき、足利銀行について同項第3号に定

める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、金融危機対応会議に諮問が行われた。同会議からは、同行について同条第1項に定める措置が講ぜられなければ、同項に規定する「当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められ、さらに、同行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果している金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、「第2号措置によっては第1項の支障を回避することができない」（同条第3項）と認められたことから、同条第1項第3号に定める措置を講ずる必要があると判断する旨の答申がなされた。

以上の金融危機対応会議の議を経て、同日、内閣総理大臣により、預金保険法第102条第1項に基づき、足利銀行について同項第3号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定が行われた。

また、当該認定と同時に、預金保険法第111条第1項に基づき、預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）が行われた。

（注1）金融危機対応会議の審議結果については〔参考 - 1 - 1〕参照。

（注2）内閣総理大臣等の談話については〔参考 - 1 - 2〕参照。

(4) 平成15年11月29日、金融庁より足利銀行に対し、銀行法第26条第1項に基づき、資産劣化防止の観点から、業務改善命令が出されるとともに、業務適正化の観点から、預金者及び取引先等との取引において支障が生じないよう万全を期すこと、善意かつ健全な借り手に対して、円滑な資金供給を図るよう配意することを含む、業務改善命令が出された。

(5) 平成15年12月1日、預金保険法第102条第5項に基づき、足利銀行について同条第1項第3号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行った旨が官報により公告されるとともに、同法第111条第2項に基づき、預金保険機構が足利銀行の株式を取得することを決定した旨が官報により公告された。

預金保険法第112条の規定により、同法第111条第2項に係る当該公告時において特別危機管理銀行である足利銀行の株式は預金保険機構

により取得され、当該株式に係る株券は当該公告時において無効とされた。

- (6) 前述の足利銀行に係る検査については、かねて平成15年9月2日に立入検査が開始されていたところ、同年3月末の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握が行われ、11月27日に同行に対し検査結果が通知された。

同検査結果においては、同年3月末の資産査定結果として 分類が4兆3,777億円、 分類が7,704億円、 分類が986億円、 分類が209億円となることが示されるとともに、同年3月末の自己資本額は745億円であり、同年3月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額等を前提とすれば、貸借対照表上の資産の部が負債の部を233億円下回る見込みであることが示されている。また、同年3月末時点でマイナス19億円の有価証券及び不動産の含み損益を有していたことが示されている。

(注) 金融庁の足利銀行に係る検査結果については〔参考 - 1 - 3〕参照。

## 2. 足利銀行の特別危機管理開始決定以降の諸措置

### (1) 新経営陣の指名及び選任

平成15年12月16日及び25日、預金保険法第114条第1項に基づき、足利銀行の取締役、監査役の指名及び選任が行われ、同行の新経営陣は以下のとおりとなった。

〔足利銀行の新経営陣〕

- ・ 代表取締役頭取 池田 憲人 (前横浜銀行非常勤取締役)
- ・ 社外取締役(非常勤) 築 郁夫 (栃木県商工会議所連合会会長)
- ・ 取締役 野村 光生 (前足利銀行執行役員・営業本部長)
- ・ 取締役 川上 利雄 (前足利銀行執行役員・総合企画部長)
- ・ 社外監査役(非常勤) 河内 悠紀 (弁護士)
- ・ 監査役 福岡 幹雄 (前足利銀行執行役員・融資本部長)
- ・ 監査役 菊地 章 (前足利銀行執行役員・総合管理部長)

## (2) 経営に関する計画の提出

平成15年12月17日、預金保険法第115条に基づき、金融庁より足利銀行に対し、経営に関する計画の作成及び提出が命じられ、平成16年2月6日、同計画が提出された。

(注) 足利銀行の経営に関する計画については〔参考 - 2 - 1〕参照。

## (3) 旧経営陣等の責任追及

足利銀行においては、預金保険法第116条の規定等に基づき、平成16年2月13日、旧経営陣等の職務上の義務違反等に基づく民事上の提訴、刑事上の告訴、告発等の必要性や妥当性について調査を行い、取締役会、監査役会に報告することを目的として、経営直轄の独立した組織として外部の弁護士及び公認会計士並びに預金保険機構（オブザーバー）から構成される「内部調査委員会」が設置された。

(注) 足利銀行の内部調査委員会のメンバー構成については〔参考 - 2 - 2〕参照。

## 3 . 足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う各省庁等の対応

特別危機管理開始決定に伴い、足利銀行が業務を行っている地域の経済に対し、不測の悪影響が生じないように、平成15年12月2日、関係省庁等により「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議」が開催され、総合的かつ機動的な施策の活用について連携を図ることとされた。

12月12日、同会議が開催され、関係省庁等が中小企業等への資金供給の円滑化や地域の雇用を守るために講じている施策が取りまとめられ、公表された。

(注) 足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う各省庁等の対応に係る関連資料については〔参考 - 3〕参照。

## 管理を命ずる処分等の状況

### 1. 管理を命ずる処分の状況

報告対象期間中（平成15年10月1日から平成16年3月31日、以下同じ）に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

### 2. その他

#### (1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り

平成12年2月9日にニュー・LTCB・パートナーズ社と預金保険機構並びに日本長期信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中に新生銀行から預金保険機構が引き取った案件は6件で、債権額285億円、支払額276億円となっている。

平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループと預金保険機構並びに日本債券信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中におおぞら銀行から預金保険機構が引き取った案件は13件で、債権額166億円、支払額145億円となっている。

#### (2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況

破綻処理を行った金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況について、報告対象期間中にとられた措置は、整理回収機構による民事提訴が、信用金庫で1件、信用組合で5件、2業態の合計で6件となっている。

（注）破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況については  
〔参考 - 1〕参照。

### (3) 承継銀行の設立

株式会社日本承継銀行（平成14年3月設立）については、預金保険法第96条第1項に基づき、平成16年3月8日をもって預金保険機構による経営管理が終了（解散）する予定となっていたことから、セーフティネットに万全を期すため、2月26日、同法第91条第1項に基づき、預金保険機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定が行われた。

当該決定を受け、2月27日、預金保険法第92条第1項に基づき、預金保険機構の運営委員会の議決を経て、承継銀行を預金保険機構の子会社として設立するための21.2億円の出資が行われた。

当該出資により預金保険機構の子会社として株式会社第二日本承継銀行が設立され、3月8日、銀行法第4条第1項及び担保附社債信託法第5条に基づき、銀行業の免許及び担保附社債信託業の免許が行われた。

（注）承継銀行の設立決定については、〔参考 - 2〕参照。

## 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

#### (1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等の際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、報告対象期間中はなかった。

なお、これまでの累計は18兆6,162億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は7兆1,973億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は11兆4,189億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料

及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

## (2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中はなかった。なお、これまでの累計は6兆3,663億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後においては一般勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付け等を行っているものである。

預金保険機構による金融再生法第53条に基づく健全金融機関等からの資産買取額は、報告対象期間中で332億円（買取債権簿価2,319億円）、これまでの累計で3,247億円（買取債権簿価3兆7,974億円）となっている。

健全金融機関等からの資産の買取資金は、金融再生勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

## (3) 優先株式等の引受け等

預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法による株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

(注)金融機能早期健全化法による株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）限りとなっている。

預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金により行われているものである。

預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、報告対象期間中はなかった。なお、これまでの累計は60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法による優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

## 2. 公的資金の使用状況

### (1) 一般勘定

#### 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成15年度の保険料率は決済用預金0.090%、一般預金等0.080%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

#### 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成16年3月末で5兆3,146億円（民間金融機関等借入金4兆1,746億円、預金保険機構債券1兆1,400億円）となっている。

（注）特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

## (2) 金融再生勘定

### 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

### 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成16年3月末で4兆6,649億円（民間金融機関等借入金3兆4,649億円、預金保険機構債券1兆2,000億円）となっている。

## (3) 金融機能早期健全化勘定

### 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

### 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成16年3月末で7兆9,331億円（民間金融機関等借入金1兆2,731億円、預金保険機構債券6兆6,600億円）となっている。

## (4) 危機対応勘定

### 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っている。

政府保証付借入れの残高

危機対応勘定の借入金の残高は、平成16年3月末で1兆9,604億円となっている。

#### (5) 金融機関等経営基盤強化勘定

勘定の性格

金融機関等経営基盤強化勘定は、組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機関等経営基盤強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っている。

政府保証付借入れの残高

金融機関等経営基盤強化勘定の借入金の残高は、平成16年3月末で61億円となっている。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考〕参照。

## 公的資本増強行に対する取組み

### 1 . 金融機能早期健全化法等に基づく資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成15年9月期の経営健全化計画の履行状況報告は、平成15年12月25日に公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考 - 1〕参照。

### 2 . 経営健全化計画の見直しについて

- ・ りそな銀行においては、預金保険法に基づく資本増強を受けるに当たって、「経営の健全化のための計画」が平成15年6月10日に公表されたが、新経営陣の下で改めて策定した数値目標等を含む新しい経営健全化計画が、11月14日、提出・公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考 - 2〕参照。

### 3 . 組織再編成促進特別措置法に基づく資本増強行の経営基盤強化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成15年9月期の経営基盤強化計画の履行状況報告は、平成16年2月13日に公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考 - 3〕参照。